

## 川崎市立川崎病院診療録管理委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院（以下「本院」という。）診療録管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本院の医療の質を高めることを目的として、委員会を設置する。

### (所掌事務等)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌事務等を行う。

- (1) 診療録の関係法令に基づく適正な記載と管理に関すること
- (2) 診療情報の関連法令に基づく適切な管理と提供に関すること
- (3) 別表 に掲げる診療録管理業務に関わること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること

### (組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）

- 2 委員長及び副委員長は、病院長が三役会に諮って任命する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、各診療科部長及び課（科）長が推薦した者を病院長が三役会に諮って任命する。
- 6 書記は、委員の中から委員長が委員会に諮って決定する。

### (委員長等の任期)

第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

- 2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長等の再任は、妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、代理人も含めた委員の出席が過半数に達しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決すところによる。

### (関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときには、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (報告・承認等)

第9条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その指示を仰ぐものとする。

- 2 委員会の協議事項については、委員長等へ摘録をもって報告をする。

### (庶務)

第10条 委員会の庶務は、本院事務局において処理する。

- 2 委員会の摘録の保管期間は、年度の最終日から3年間とする。

### (その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

## 附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

平成15年9月30日までの退院カルテは、全て診療録管理室に返却する。（サマリーの有無は問わない）

平成16年8月26日 改定

平成21年11月1日 改定

令和 2年12月1日 改定

## 別 表

（所掌事務詳細）

### 第3条（3）診療録管理業務について

ア 退院サマリ作成に関する事

イ 診療録の開示が適切に行える運用に関する事

ウ がん登録等、疾病分類別に検索・抽出した情報の運用に関する事

エ 研修医・実習生が診療に関する教育を円滑に受けるための運用に関する事